

3 入居資格

【市内での居住を必要とし、住宅に困窮している事情がある人で次の入居資格(1)～(9)の全てに該当していることが入居の条件となりますので、各自で確認してください。】

	主 な 入 居 資 格	チェック欄
(1)	成人であること（ただし、既婚者は20歳未満の人でも成人とみなします。）。	
(2)	同居親族又は同居しようとする親族のある人。 婚姻の届出はしていないが、事実上、婚姻関係と同様な事情にある人（同一の住民票で続柄が未届け夫・妻となっている人）及び入居指定日から3か月以内に結婚する予定の人を含む。 単身での申込みの場合は、原則60歳以上の人。 60歳未満の場合は生活保護受給者、身体障がい者（1級～4級）等の人のみとなります。	
(3)	社会通念上、不自然な世帯分離をしていないこと（例：夫婦を分割した申込み）。	
(4)	都道府県営住宅、市区町村営住宅の名義人でないこと。	
(5)	現在、住宅を所有・共有していないこと。	
(6)	世帯収入額が基準の範囲内であること（下の表を参照してください。）。	
(7)	高松市市営住宅使用料（駐車場使用料も含む）、退去時損害賠償金、住宅新築資金等貸付金の償還金を滞納していないこと。	
(8)	市税の滞納がないこと（15歳以上の入居者全員。ただし、18歳以下の学生は除く。）。	
(9)	暴力団員でないこと（入居者全員。）。	

※暴力団員とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員のことをいいます。

※母子・父子世帯向住宅は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の規定による母子・父子世帯のみが申込みをすることができます。

※老人世帯向住宅、高齢者世話付住宅、心身障がい者世帯向住宅については、別途条件があります。

※子育て世帯向住宅は、小学校入学前の児童と同居している世帯のみが申込みをすることができます。

ただし、入居後、15歳に達するまでの児童を有しなくなったときは、入居資格を失います。

<参考>

○年間総所得金額（源泉徴収票では給与所得控除後の金額欄）で見た場合

世帯の種類	入居しようとする世帯全員の数（遠隔地扶養を含む）					
	1人	2人	3人	4人	5人	6人
原則階層	1,896,000 円以下	2,276,000 円以下	2,656,000 円以下	3,036,000 円以下	3,416,000 円以下	3,796,000 円以下
裁量階層	2,568,000 円以下	2,948,000 円以下	3,328,000 円以下	3,708,000 円以下	4,088,000 円以下	4,468,000 円以下

※同居扶養控除以外にその他の特別控除がない場合です。

○年間総収入金額（源泉徴収票では「支払金額欄」）で見た場合

世帯の種類	入居しようとする世帯全員の数（遠隔地扶養を含む）					
	1人	2人	3人	4人	5人	6人
原則階層	2,967,999 円以下	3,511,999 円以下	3,995,999 円以下	4,471,999 円以下	4,947,999 円以下	5,423,999 円以下
裁量階層	3,887,999 円以下	4,363,999 円以下	4,835,999 円以下	5,311,999 円以下	5,787,999 円以下	6,263,999 円以下

※給与所得者が1人のみで同居扶養控除以外にその他の特別控除がない場合です。